

奈良県広域水道企業団告示第15号

奈良県広域水道企業団公印規程別表中整理番号3の項にかかる公印（橿原・明日香事務所及び平群・三郷事務所において使用する企業長印に限る。）を令和7年10月1日から使用するため次のとおり新調したので、同規程第7条に基づき告示する。

令和7年9月30日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

新調した公印

種類	印影
企業長印（橿原・明日香事務所）	
企業長印（平群・三郷事務所）	
企業長印（平群・三郷事務所(三郷)）	